

# 障害者短期入所サービス 重要事項説明書

当事業所は、障害者総合支援法により、朝陽ヶ丘荘障害者短期入所事業所（ショートステイ）として指定を受けています。  
（兵庫県指定事業者番号2813700099号）

当施設はご利用者に対し短期入所サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1 施設・事業所経営法人

- 1) 法人名 兵庫県社会福祉事業団
- 2) 法人所在地 神戸市西区曙町1070
- 3) 電話番号 078-929-5655  
FAX番号 078-929-5688
- 4) 代表者氏名 藪本 訓 弘
- 5) 設立年月日 昭和39年7月1日
- 6) インターネットアドレス番号 <http://www.hwc.or.jp>

## 2 ご利用施設・事業所の概要

- 1) 建物の構造  
鉄筋コンクリート造 地上2階
- 2) 建物の延べ床面積 6,293.5㎡
- 3) 施設・事業所の事業  
事業の種類 兵庫県知事の事業者指定 利用定数  
指定介護老人福祉施設 60名  
指定介護老人福祉施設（ユニット型） 40名  
併設短期入所生活介護事業 10名  
短期入所生活介護事業（ユニット型） 空床利用  
居宅介護支援事業  
障害者指定短期入所事業  
認知症対応型通所介護事業 12名  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業
- 4) 施設の周辺環境  
歴史的景観の豊かな宿場町であった佐用郡佐用町平福の地に、平成11年3月新築移転しました。佐用川の流れは清く、夏には蛍が飛び交う、自然豊かな地です。「星の都佐用」として親しまれています。

### 3 ご利用施設

(1) 事業の種別

障害者短期入所事業

平成18年10月1日指定

事業者番号2813700099号

(2) 事業の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に従い、ご契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、家庭において日常生活を行うことが一時的に困難になり施設への短期間の入所を必要とする障害者を対象に、必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所サービスを提供します。

(3) 施設・事業所の名称

特別養護老人ホーム朝陽ヶ丘荘

併設 朝陽ヶ丘荘障害者短期入所事業所

(4) 施設の所在地

〒 679-5331

兵庫県佐用郡佐用町平福138-1

交通機関

智頭急行「平福」より徒歩10分

\* 姫路から姫新線で佐用駅下車し、智頭急行の普通に乗り換え、次の駅「平福」で下車

\* 姫路から山陽線で上郡駅下車、智頭急行の普通に乗り換え、「平福」で下車

(5) 電話番号及びFAX番号

TEL : 0790-83-2008

FAX : 0790-83-2035

(6) 事業所長（管理者）氏名

志水 満

(7) 当事業の運営方針

利用者の人権やその人らしさを尊重し、常に利用者の立場に立った施設サービスの提供につとめるとともに、利用者が有する個々の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目指した運営をいたします。

(8) 開設年月日

昭和47年 8月 1日 開設

平成11年 3月24日 新築移転

(9) 利用定員 10名

(10) 施設・事業所が行っている業務

指定介護老人福祉施設（従来型・ユニット型）

併設 短期入所生活介護事業（従来型・ユニット型空床型）  
 認知症対応型通所介護事業  
 居宅介護支援事業  
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業

(11) 通常の事業の実施地域

兵庫県西播磨地域（たつの市・宍粟市・上郡町・佐用町）  
 岡山県美作市（旧大原町、旧東粟倉村）、英田郡

(12) 営業日及び営業時間

短期入所生活介護事業

営業日	年中無休	
受付時間	月～金	10時～15時
	土・日・祝日	10時～15時

(13) 居室の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数		備考
	従来型	ユニット型	
個室（一人部屋）	12室	40室	
2人部屋	13室		
4人部屋	8室		
合計	33室	40室	各室トイレ・洗面所付き
食堂	2か所	4か所	
機能訓練室			従来型・ユニット型共用
浴室（一般浴室・機械浴室）			従来型・ユニット型共用

（特養と共用の部分を含んでいます。）

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等協議のうえ決定するものとします。

## 4 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

(特養の配置数を含んでいます)

職 種	配置人員		配置基準
	従来型	ユニット型	
1. 施設長（管理者）	1 名（注2）		1 名
2. 介護職員	21名以上	12名以上	（注1）
3. 生活相談員	2 名（注2）		2 名
4. 看護職員	5 名（注2）		（注1）
5. 機能訓練指導員	1 名（注2）		1 名
6. 介護支援専門員	1 名	1 名	各 1 名
7. 医師	非常勤		
8. 栄養士（管理栄養士）	1 名以上（注2）		1 名
9. 事務職員他	3 名（注2）		
（注1） 介護・看護職員は従来型24名、ユニット型14名の配置が指定基準で定められ、そのうち看護職員は従来型3名以上、ユニット型2名以上おかなければならない。			
（注2） 従来型施設とユニット型施設を兼務			

＜主な職種の勤務体制＞（特養の配置数を含む）

職 種	勤務体制
1. 医師	非常勤
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：12人 8：00～9：00 日中：16人 9：00～17：00 夜間：5人 17：00～8：00
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：1人 8：00～9：00 日中：2人 9：00～17：00 夜間：1人 17：00～19：00 19：00～8：00（オンコール）
4. 機能訓練指導員	月～金曜日 日勤
5. 生活相談員	月～金曜日 日勤
6. 介護支援専門員	月～金曜日 日勤

※土・日・祝日は上記と異なります。

## 5 当事業所が提供するサービスと負担額

### (1) 介護給付費に係るサービスと利用料

ご利用者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するよう以下のサービスを提供します。

#### ＜サービスの概要＞

##### ① 食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食： 8時～ 9時30分

昼食： 12時～ 13時30分

夕食： 18時～ 19時30分

##### ② 入浴

- ・入浴又は清拭を最低週2回行います。但し、身体状況によっては、入浴を中止する場合があります。
- ・座位、立位保持の困難な方も機械浴槽を使用して、入浴することができます。

- ③ 排泄  
・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ④ 機能訓練  
・機能訓練指導員等により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤ 健康管理  
・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ⑥ その他自立への支援  
・安全に配慮し、障害に応じた適切な支援を行います。  
・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。  
・利用者及び家族からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。

#### <利用料>

- ① 法定代理受理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に100分の90を乗じて得た額。
- ② 食費の提供に要する額  
朝食 370円（うち食材料費相当額150円、人件費相当額220円）  
昼食 590円（うち食材料費相当額360円、人件費相当額230円）  
夕食 465円（うち食材料費相当額250円、人件費相当額215円）  
※実際に提供した食数に応じて請求します。
- ③ 生活空間にかかる光熱水費  
1日につき320円
- ④ 送迎にかかる費用  
186円/回  
※入院・通院等については、その都度、距離を勘案して算出した金額（1kmにつき20円）をご負担頂く場合があります。

## サービス利用料金表

ご契約者の 障害程度区分	区分 1、2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
1. サービス利用 料金	5,090円	5,830円	6,480円	7,840円	9,230円
2. うち、市町から 給付される金額	4,581円	5,247円	5,832円	7,056円	8,307円
3. サービス利用 に係る自己負担額 (1-2)	509円	583円	648円	784円	923円
4. 食費	1,425円(3食の場合)				
5. 光熱水費	320円				
6. 自己負担 合計額 (3+4)	2,254円	2,328円	2,393円	2,529円	2,668円

⑤ 上記表の区分別サービス利用料金には、福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 加算率15.9% (うち自己負担は1割) は含まれておりません。

また、食事提供体制加算対象者の食費については、食材費に食事提供体制加算1日あたり48円を加えた金額にて請求させていただきます。

### <その他の費用>

日用品費、その他日常生活に係る費用であって、その利用者に支払いを求めることが適当と認められるものの実費相当額

### (2) 介護給付費外サービス

下記のサービスについては、介護給付の対象とならないためサービスの提供を希望される場合には、実費相当額を負担していただきます。

### <サービスの概要と費用>

#### ① 理髪・美容

##### [理髪サービス]

理容師の出張による理髪サービス(調髪)をご利用いただけます。  
料金は、業者にお支払いください。

##### [美容サービス]

美容師の出張による美容サービスをご利用いただけます。  
料金は、業者にお支払いください。

#### ② レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

#### ③ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。

④ 日常生活

日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。  
(おやつ等)

⑤ 短期入所施設の、特別な利用に係る料金

介護給付費に係るサービス以外のいわゆる私的契約による利用料金については、介護給付額を上まわらない範囲で、別途利用料金をご負担いただきます。

☆ 経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

納入通知書等を発行しますので、指定の金融機関に支払っていただくか、ご契約者様の指定口座からの引き落とし(翌月28日、土日祝の場合は翌営業日)でお支払いをお願いいたします。

支払いに関する手数料は、ご利用者の負担でお願いいたします。

(4) サービス利用の変更・追加・中止等について

当事業所の稼働状況によりご利用者の希望期間にサービスが利用できない等の変更・追加・中止について、ご相談に応じます。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、下記協力医療機関において、診療を受けることができます。

但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

① 協力医療機関

医療機関の名称	佐用共立病院
所在地	佐用郡佐用町佐用 1 1 1 1
電話	0 7 9 0 - 8 2 - 2 3 2 1
診療科	内科・外科・整形外科・歯科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	佐用共立病院
所在地	佐用郡佐用町佐用 1 1 1 1
電話	0 7 9 0 - 8 2 - 2 3 2 1
診療科	歯科



## 6 サービス利用をやめる場合

当事業所の利用については、終了する期日を特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、短期入所サービスを利用することができますが、下記のような事項に該当するに至った場合には、短期入所サービス利用を終了していただくこととなります。

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当事業所を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご利用者からサービス利用の解約の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から利用解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### (1) ご利用者からの解約の申し出の場合

- ① 介護給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご利用者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく短期入所サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他サービス利用を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### (2) 事業者からのサービス解除の申し出の場合

以下の事項に該当する場合には、サービス利用の全部又は一部を解除させていただきます。

- ① ご利用者が、サービス利用開始時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、サービス利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者によるサービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、利用サービスを継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあったり、あるいは、ご利用者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような）を繰り返すなど、サービス利用を継続しがたい重大な事情が生じた場合

## 7 サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、ご利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなどの義務を負います。当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命・身体・お預かりしている財産の安全に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご利用者、ご家族から聴取、確認します。
- ③ 感染症が発生し、またまん延しないように指針を整備し、定期的な委員会開催及び研修及び訓練を行います。
- ④ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ⑤ ご利用者にご提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。  
但し、コピー代は有料となります。
- ⑥ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
但し、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ ご利用者へのサービスの提供時において、ご利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑧ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。  
但し、ご利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。  
このことについて「個人情報使用」に関する同意書をいただき、その範囲で個人情報を使用することとします。

## 8 サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、当施設を利用されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- (1) 持ち込みの制限  
利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。  
例) 動物、爆発物等の危険なもの、利用居室内に格納できない大型家具等  
日常生活上必要な物品以外のもの
- (2) 面会  
面会時間（原則として） 9時～20時  
来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。  
なお、来訪される場合、感染症予防のため、生ものの持ち込みはご遠慮ください。
- (3) 外出  
外出される場合は、事前にお申し出ください。

- (4) 食事  
キャンセルは前日までに申し出て下さい。  
なお、当日ご家族等の都合で食事をしない場合は、食費を頂きます。
- (5) 施設・設備の使用上の注意  
○ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。  
○ 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。  
○ ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。  
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。  
○ 他の利用者や当施設の職員に対し、暴力行為や、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。
- (6) 喫煙  
敷地内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 9 損害賠償について

- (1) 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。  
但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。  
当施設が加入している保険の詳細は下記のとおりです。

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社  
 保険名 社会福祉法人全国社会福祉協議会 社会福祉施設総合損害補償  
 ～しせつの損害補償～  
 保険種別 プラン1 基本補償A型  
 保険対象 施設が行う全業務（施設業務はもとより、居宅介護事業・配食サービス・居宅介護支援事業などを含め医療行為を除くすべての業務）

対人賠償（1名・1事故）	2億・10億円
対物賠償（1事故）	2,000万円
受託・管理財物賠償（期間中） ※括弧内は現金の補償限度額	200万円（20万円）

人格権侵害（期間中）	1,000万円
身体・財物の損害を伴わない 経済的損失（期間中）	1,000万円

徘徊時賠償（期間中）	2,000万円
事故対応特別費用（期間中）	500万円
被害者対応費用（1名につき）	死亡 10万円 後遺障害 0.3万円～10万円 入院 3万円・通院時1万円

保険種別 プラン1 オプション2  
 保険対象 医務室を有する特別養護老人ホーム等において、医師等が行う医療行為

医療事故補償（1事故）	1億円（期間中3億円）
-------------	-------------

- ① 契約者（その家族、身元引受人等含む）が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は、不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 契約者（その家族、身元引受人等含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は、不実の告示を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ⑤ 契約者の不注意等、事業者もしくはサービス従事者に過失責任のない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

## 10 身元引受人

- (1) サービス利用にあたり、身元引受人をお願いすることになります。  
 しかしながら、利用者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、利用にあたって、身元引受人の必要はありません。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご利用者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人は、ご利用者の利用料等の経済的な債務については、利用者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。  
 また、ご利用者が医療機関に入院する場合や当事業所から退所する場合において、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当事業所と協力、連携して退所後のご利用者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。

- (4) ご利用者が入所中に死亡された場合においては、そのご遺体や残置物（居室内に残置する日用品や身の回り品等であり、高価品は除く）の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。
- 貴重品として、施設が預かっている物、並びに、金銭や預金通帳や有価証券その他高価品などの残置物に含まれず、民法上の相続手続きに従って、その処理を行うこととなります。
- また、ご利用者が死亡されていない場合でも、利用が終了した後、当事業所に残されたご利用者の残置金品をご利用者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。
- これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご利用者または身元引受人にご負担いただくこととなります。
- (5) 身元引受人が死亡したり破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、ご利用者にご協力をお願いする場合があります。

## 1 1 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情解決責任者

所 長 志水 満

○ 苦情受付窓口（担当者）

総務課長 神山 伸太郎

支援課長 古川 康雅

支 援 員 木立 真由美

受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

○ 第三者委員

橋本 盛方

兵庫県社会福祉事業団監事

9：00～17：00（土日祝、年末年始を除く）

電話078-929-5655 内線32

FAX078-929-5688

宗野 義潔

法務省保護司

9：00～17：00（土日祝、年末年始を除く）

携帯電話090-5887-6126

吉田 邦子

江戸町法律事務所弁護士

9：00～17：00（土日祝、年末年始を除く）

電話078-331-0586

FAX078-331-0545

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

<p>○ 兵庫県の相談窓口</p> <p>兵庫県福祉サービス 運営適正化委員会</p>	<p>所在地 神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター3F</p> <p>電話番号 078-242-6868 (相談専用)</p> <p>FAX 078-242-0297</p> <p>受付時間：平日 9：00～17：00</p>
<p>○ 市・町 福祉相談窓口</p>	<p>所在地 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1 佐用町高年介護課</p> <p>電話番号 0790-82-0661</p> <p>FAX 0790-82-0144</p> <p>受付時間：平日 9：00～17：00</p> <p>※他の窓口は別紙を参照願います。</p>

令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分

短期入所サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 朝陽ヶ丘荘障害者短期入所事業所

説明者役職名 支援員 氏名 印

説明場所：

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名 印

身元引受人

住所

氏名 印

(利用者との続柄)

私は、利用者が事業者から重要事項の説明を受け、短期入所サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、利用者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所

氏名 印

(利用者との続柄)